

臨時福祉給付金 子育て世帯臨時特例給付金 のお知らせ

〈問い合わせ〉

- 申請方法に関すること
役場 住民福祉課福祉係 TEL(62)9195
- 制度に関すること
厚生労働省 専用ダイヤル
TEL0570(037)192

臨時福祉給付金

消費税率の引き上げに際し、所得の低い人への負担の影響を緩和するため、暫定的・臨時的な措置として実施します。

■支給対象者

平成26年度分の住民税が課税されていない人
※課税されている人に生活の面倒を見てもらっている場合や、生活保護の受給者などは除きます。

■支給額

- 1人につき 10,000円
- 下記の加算対象者は、1人につき5,000円を加算。
〈加算対象者〉
- 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者
※平成26年3月分の受給者があり、4月分または5月分の年金の支払いがある人が対象
- 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など
※平成26年1月分の手当等を受給している人が対象



子育て世帯臨時特例給付金

消費税率の引き上げに際し、子育て世帯への影響を緩和すると共に、子育て世帯の消費の下支えをはかるため臨時的な給付措置を実施します。

■支給対象者

- 次のどちらの要件も満たす人が対象です。
- 平成26年1月分の児童手当・特例給付(※)を受給
 - 平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満(表の限度額未満かどうか)
- ※特例給付とは、所得が高額な人について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円

■対象児童

- 支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童
※「臨時福祉給付金」の対象となる児童、生活保護の受給者となっている児童などは除きます。

■支給額

対象児童1人につき10,000円を1回限りで給付

申請方法・受取方法

■申請期間

7月1日(火)～9月30日(火) 予定

■提出書類

- ①申請書(対象者に郵送します)
- ②本人確認書類
(住民基本台帳カード、運転免許証、旅券などの写し)
- ③指定した口座が確認できる書類
(預金通帳やキャッシュカードの写し)

※「子育て世帯臨時特例給付金」は、児童手当の受取口座を指定する場合、これらの確認書類は不要です。

■給付金の受取方法

- 申請書に記載した指定口座に入金されます。
※金融機関口座を持っていないなど、振り込みによる支給が困難な場合には窓口で受け取ることができます。

■申請先 役場住民福祉課

平成26年1月1日時点で住民票が本村にある人が対象です。